

2013年度

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に係る 経済支援について

—東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故で被災された学生の皆様へ—

このたびの、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故により、大きな不安と混乱の中で生活することを余儀なくされている皆様のご心情をお察しするとともに、衷心よりお見舞い申し上げます。

明治大学では、甚大な被害に遭われた学生及び避難区域に設定された地域出身の学生に対し、引き続き、授業料減免、修学助成金及び経済支援金の給付を講じることといたしました。

つきましては、該当する方で、このたびの経済支援を希望する方は、下記の要領で手続きをしてください。

明 治 大 学

記

1. 東日本大震災に伴い甚大な被害に遭われた学生に対する特別措置

(1) 対象者

2012年度に東日本大震災経済支援措置を受けた学生又は2013年度入学者のうち、次の①及び②の両方に該当する学生（標準修業年限内に限る）

※ただし、特別給費奨学生、特定研究者育成奨学生及び法科大学院給費奨学生A（授業料相当額給付）は、(3) 修学助成金のみ、対象とします。

① 父母が居住する家屋が災害救助法適用地域に在り、その家屋が全壊・流失又は半壊・床上浸水等により、一定期間居住不能な被害を受けた者

② 家計支持者の年収が、本学の定める家計基準内であること。

○給与世帯の上限収入（支払金額）⇒**841万円**

○給与世帯以外の上限所得（収入－必要経費）⇒**355万円**

※この家計基準は2013年度の基準です。2014年度以降、基準が変更することがあります。

(2) 授業料支援

支援基準

被災の程度	支援額
父母が居住する家屋が全壊・流失した場合	授業料年額相当額
父母が居住する家屋が半壊・床上浸水等により、一定期間居住不能となった場合	授業料年額2分の1相当額

※大学院研究奨励給費奨学生A・B、ガバナンス研究科給費奨学生、グローバル・ビジネス研究科給費奨学生、法科大学院給費奨学生B及び会計専門職研究科給費奨学生は、減免額から各奨学金額を減額します。

※学籍が通常でない者については、授業料納入額に応じ、減免額が変更されます。

(3) 修学助成金

年額720,000円（月額60,000円×12ヵ月）

(4) 支援期間

標準修業年限（毎年度、申請及び審査あり）

(5) 申請書類

- ① 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故 経済支援申請書
- ② 罹災証明書（被災証明書）コピー
- ③ 所得証明書（父母両方）

父母両方について、市区町村役場（税務署は不可）で発行される平成25年度所得証明書又は非課税証明書（平成24年分収入の記載内容）の原本を提出してください。地域によって名称が異なる場合があります。

※役場の都合上、平成25年度（平成24年分収入記載内容）の所得証明書が「4. 申請期間」以降の発行となる場合は、各キャンパス奨学生係に早めに相談してください。

④ 所得関係添付書類（父母両方）

次の表を参照の上、父母の収入に応じて、該当する所得関係添付書類を提出してください。

父母の所得形態	所得関係添付書類 (下記の欄を参照し、該当するいずれかひとつを提出してください。)
給与所得 (会社勤務など)	(1) 源泉徴収票コピー（平成24年分） (2) 最新の給与明細コピー（3ヶ月分） (3) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
給与所得世帯以外 (自営業・不動産業などで確定申告をしている場合)	(1) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
2012年1月1日以降、 退職・廃業した場合	(1) 退職証明書コピー (2) 源泉徴収票コピー（退職年月日の記載があるもの） (3) 雇用保険受給資格者証コピー (離職年月日・受給期間満了年月日・基本手当日額・所定給付日数の記載があるもの) (4) 廃業証明書（原本）又は廃業届コピー
2012年1月1日以降、 新たに就職・転職した場合	(1) 最新の給与明細コピー（3ヶ月分，勤務先発行）
現在からむこう3ヶ月以内に就 職が決まっている場合	(1) 年収（税込み）見込証明書（原本） (勤務先発行，社印のあるもの) (2) 雇用契約書コピー（収入の記載があるもの）
年金受給 (高齢・障がい・ 遺族年金・恩給等)	(1) 企業・公的年金等の書類コピー (振込通知書，源泉徴収票，年金証書等，支給額がわかるもの) (2) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
無職・専業主婦の場合	(1) 申請書類③所得証明書(非課税証明書)のみ

※審査により、上記以外の書類が必要になる場合があります。

2. 福島第一原子力発電所事故に伴い避難区域に設定された地域出身の学生に対する特別措置

(1) 対象者

2012年度に福島第一原子力発電所事故に伴う経済支援措置を受けた学生又は2013年度入学者のうち、次の①及び②の両方に該当する学生（標準修業年限内に限る）

※ただし、特別給費奨学生、特定研究者育成奨学生及び法科大学院給費奨学生A（授業料相当額給付）を除く。

- ① 「父母の家屋が福島県内にあり、かつ、警戒区域・計画的避難区域・帰還困難区域・居住制限区域・避難指示解除準備区域に指定された者」又は「父母が事業主であり、かつ、その事業に対し、作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示が出た者」

※出荷停止、摂取制限等、上記に類する証明書がある方は、事前に相談してください。

- ② 家計支持者の年収が、本学の定める家計基準内であること

○給与世帯の上限収入（支払金額）⇒841万円

○給与世帯以外の上限所得（収入－必要経費）⇒355万円

※この家計基準は2013年度の基準です。2014年度以降、基準が変更することがあります。

(2) 支援額

授業料相当額

(3) 支援期間

当該年度4月1日現在、避難区域に設定されている限り、標準修業年限とする（毎年度、申請及び審査あり）。

(4) 申請書類

- ① 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故 経済支援申請書
- ② 被災証明書コピー
- ③ 作付けの禁止、家畜の殺処分等の指示書コピー（※該当する場合のみ）
- ④ 青（白）色申告決算書
- ⑤ 所得証明書（父母両方）

父母両方について、市区町村役場（税務署は不可）で発行される平成25年度所得証明書又は非課税証明書（平成24年分収入の記載内容）の原本を提出してください。地域によって名称が異なる場合があります。

※役場の都合上、平成25年度（平成24年分収入記載内容）の所得証明書が「4.申請期間」以降の発行となる場合は、各キャンパス奨学生係に早めに相談してください。

⑥ 所得関係添付書類（父母両方）

次の表を参照の上、父母の収入に応じて、該当する所得関係添付書類を提出してください。

父母の所得形態	所得関係添付書類 (下記の欄を参照し、該当するいずれかひとつを提出してください。)
給与所得 (会社勤務など)	(1) 源泉徴収票コピー（平成24年分） (2) 最新の給与明細コピー（3ヶ月分） (3) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
給与所得世帯以外 (自営業・不動産業などで確定申告をしている場合)	(1) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
2012年1月1日以降、 退職・廃業した場合	(1) 退職証明書コピー (2) 源泉徴収票コピー（退職年月日の記載があるもの） (3) 雇用保険受給資格者証コピー (離職年月日・受給期間満了年月日・基本手当日額・所定給付日数の記載があるもの) (4) 廃業証明書（原本）又は廃業届コピー
2012年1月1日以降、 新たに就職・転職した場合	(1) 最新の給与明細コピー（3ヶ月分，勤務先発行）
現在からむこう3ヶ月以内に就 職が決まっている場合	(1) 年収（税込み）見込証明書（原本） (勤務先発行，社印のあるもの) (2) 雇用契約書コピー（収入の記載があるもの）
年金受給 (高齢・障がい・ 遺族年金・恩給等)	(1) 企業・公的年金等の書類コピー (振込通知書，源泉徴収票，年金証書等，支給額がわかるもの) (2) 所得税の確定申告書【控】コピー (第一表・第二表・第三表，平成24年分)
無職・専業主婦の場合	(1) 申請書類③所得証明書(非課税証明書)のみ

※審査により、上記以外の書類が必要になる場合があります。

3. 申請方法

「東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故 経済支援申請書」に必要な事項を記入し、その他の申請書類を添付の上、通学するキャンパスの奨学生係までご提出ください。

4. 申請期間

2013年6月11日（火）～6月14日（金）

※申請期間内の出願が難しい場合は、事前に通学するキャンパスの奨学生係まで御相談ください。

学生支援事務室奨学生係 事務取扱時間	
【駿河台キャンパス】	
〒101-8301 東京都千代田区神田駿河台1-1	
明治大学学生支援事務室（奨学生係）	問合せ先電話番号：03-3296-4208
平日 9：00～17：00 土曜 8：30～12：00	（日曜・祝日閉室）
【和泉キャンパス】	
〒168-8555 東京都杉並区永福1-9-1	
明治大学和泉学生支援事務室（奨学生係）	問合せ先電話番号：03-5300-1175
平日 9：00～11：30, 12：30～17：00 土曜 8：30～12：00	（日曜・祝日閉室）
【生田キャンパス】	
〒214-8571 神奈川県川崎市多摩区東三田1-1-1	
明治大学生田学生支援事務室（奨学生係）	問合せ先電話番号：044-934-7580
平日 8：30～11：30, 12：30～16：30 土曜 8：30～12：00	（日曜・祝日閉室）
【中野キャンパス】	
〒164-8525 東京都中野区中野4-21-1	
明治大学3階事務室（奨学生係）	問合せ先電話番号：03-5343-8059
平日 9：00～11：30, 12：30～18：00 土曜 8：30～12：00	（日曜・祝日閉室）

5. 支援方法

- (1) 学生本人の口座へ、支援決定額を振り込みます（7月下旬予定）。
- (2) 指定銀行（三井住友銀行・みずほ銀行・三菱東京UFJ銀行）に限ります。
- (3) 指定預金種目（普通預金又は総合口座）に限ります。

6. その他

- (1) 独立生計者は事前に御相談ください。
- (2) 1年間に、当経済支援（授業料支援額）及び明治大学の給費型奨学金を複数受ける場合、原則として、授業料相当額を超えて受取ることはできません。
- (3) 採用後、休学、退学、除籍、学校処分となった場合は、支援金及び奨学金を返還していただきます。
- (4) 毎年度、申請が必要です。
- (5) 当経済支援は2016年度をもって終了とします。
- (6) 当経済支援以外の奨学金制度につきましては、奨学金情報誌(assist)を参照してください。
- (7) 申請について、不明な点がある場合は、通学するキャンパスの奨学生係まで相談してください。

以上

2013年度 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故 経済支援申請書

このたび、以下のとおり、経済支援を申請します。

在 学 生 (※ 本 人 記 入)	博士前期・博士後期・専門職学位 課程	研究科	(大学記入欄)	
	学部	学科	年	組
	フリガナ 氏名	学生番号	番	
	現住所 〒 -	携帯電話	-	-
父 母	罹災時の住所 〒 -	電話	-	-
	現住所(罹災時から変更が無い場合は、記入不要です。) 〒 -	電話	-	-
	被害状況		全壊/流失	半壊/床上浸水
	避難区域		作付禁止/殺処分	
適用措置		学費減免	修学助成金	
学籍状態		通常	()	
既給付奨学金		なし	()	
併給処理				
給付金額			円	

家族状況(本人を除く同一生計の家族を記入してください。就職している兄弟は含みません。)

続柄	氏名	職業/学校名	続柄	氏名	職業/学校名

被害状況 (どの程度の被害を受けたか、また、今後の見通しについてなど、具体的に記入してください。)

.....

.....

.....

以上のとおり記載事項に相違ありません。当該年度の経済支援を申請しますので、お願いします。

明 治 大 学 長 殿

本 人 _____ 印

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

保証人 _____ 印【 _____ 続柄】
(保証人は原則として父母とします。各自、署名・押印してください。)

(振込先を記入してください。学生本人の口座に限ります。)

金融機関 (○を付けてください)	三井住友銀行	みずほ銀行	三菱東京UFJ銀行	口座名義
本・支店名	フリガナ	店番号		漢字
口座番号	普通預金			フリガナ

※口座名義人は、学生本人に限ります。

※「インターネット口座」及び「非居住者円預金」には振り込むことができません。

※御記入いただいた情報は、奨学業務のために利用され、その他の目的には利用されません。